

臨時給付金の概要



米原市民報No.413

2014年2月23日 日本共産党米原市議団

清水隆徳Tel.52-1969 藤田正雄Tel.55-1128

太田幸代Tel.54-2286

消費税引き上げの矛盾明らかに

4月からの消費税引き上げ中止を

3月定例会日程決まる

2/20	告示・全協
2/25	議運(9:30)・ 発言締め切り
2/28	開会(10:00)
3/3	代表質問(9:30)
3/4	一般質問(9:30)
3/5	一般質問(9:30)
3/6	予備日
3/7・10	教育総務委員会 (9:30)
3/12~13	健康福祉委員会 (9:30)
3/14・17	産業建設委員会 (9:30)
3/24	最終日(10:45)

米原市の臨時給付金に関する予算は2014年度当初予算に計上します。その額は、臨時福祉給付金事務については総額が約8千5百万円で、その内訳は給付額7千6百万円、事務費や人件費が9百万円です。子育て臨時給付金は総額が約6千万円で給付額は5千4百万円、事務費や人件費が6百万円となります。その中でも電算システム導入費は280万円が予定されています。そしてこの電算システムは今回1回だけの支払いに使用します。これらの給付金や事務費の財源が国から交付されるとしても、元々は国民の税金です。「もったいない」とつぶやかざるを得ません。消費税の引き上げが中止されれば不要なお金です。

1回きりの事務費に、約1千5百万円は「もったいない」
給付金総額は1億3千万円に

臨時福祉給付金・子育て世帯

臨時特例給付金の概要

給付対象者	○平成26年度市民税が課税されていない方 (扶養者が課税されている場合や生活保護受給者を除く) ○平成26年1月現在の児童手当受給者で平成25年分所得が所得制限を超えていない者
給付額	○対象者1人につき1万円、ただし次の該当者は5千円加算(老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金受給者、児童扶養手当・特別障害手当受給者) ○対象児童1人につき1万円 ○ただし両方の給付金を受けることはできません。
申請手続	○申請先:平成26年1月1日現在の住民登録市町村 ○申請・支払手続は、現在準備中です。今後の市の広報等を確認ください。
「臨時福祉給付金」をよそおった「振り込め詐欺」や「個人情報」の詐取にご注意ください。不審なことがあれば市役所や警察に。(国からの丁寧な注意書きです)	

2月14日委員会協議会において「臨時福祉給付金」と「子育て世帯臨時特例給付金」についての概要の説明がありました。これは、本年4月から消費税が5%から8%に引き上げられるため、景気の腰折れを防ぐという名目で国の25年度補正予算5兆5千億が国会で成立しました。その内から特に低所得者や子育て世帯への影響が大きいことから、臨時的に1回きりで交付されるものです。国民からは消費税で8兆円もの増税を行い、その一方でわずかな給付金でごまかさうとするものです。消費税増税で低所得者の負担の増加や景気の腰折れが明らかであるならば、4月からの消費税増税を中止することが、最も有効な施策であることが明らかです。